

丹後の感染症情報をお届けするメール通信

感 | 染 | 症 | 情 | 報 | @ | 丹 | 後 |

第 9 号 (2019 年 7 月 1 日発行)

\*\*\*\*\*

こんにちは☺ 京都府丹後保健所 保健室 感染症・難病担当です。

梅雨に入り晴れ間の少ない季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

このメール通信は、医療関係者の方に知っていただきたい感染症に関する情報をピックアップしてお届けいたします。不定期の発行ですが、できる限りタイムリーな情報をお知らせできるよう努めてまいります。

是非、日常の感染症診療にお役立てください。

\*\*\*\*\*

<主な内容>

- 管内における全数報告の感染症発生状況 (H31.1~R1.6)
- 麻しんに関する情報提供 (特定感染症予防指針の一部改正)
- ダニ媒介感染症の注意喚起
- 手足口病が増加しています！

---

管内における全数報告の感染症発生状況 (H31.1~R1.6)

---

【1類感染症】報告なし

【2類感染症】結核が6件報告されました

肺結核 4件

肺外結核 1件

潜在性結核感染症 1件

【3類感染症】報告なし

【4類感染症】デング熱が1件報告されました

【5類感染症】アメーバ赤痢、カルバペネム耐性腸内細菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症がそれぞれ1件、百日咳が11件報告されました

\* アメーバ赤痢：赤痢アメーバ (*Entamoeba histolytica*) の感染に起因する疾患。  
消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

●医師による感染症届出のお願い●

感染症法に基づいて、届出の必要な感染症を診断した医師のみなさまに、届出をお願いし

ます。届出をいただくことで、感染症の発生や流行を探知することができ、まん延を防ぐための対策や、医療従事者、住民のみなさまへの情報提供に役立てられます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html)

---

## 麻しんに関する情報提供（特定感染症予防指針の一部改正）

---

平成 31 年 4 月 19 日付け健健発 0419 第 1 号及び健感発 0491 第 1 号で、厚生労働省健康局健康課長及び同結核感染症課長から「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」の通知がありました。新指針では感染力が強い麻しんにおいて、発生予防が最も有効な対策であると強調しています。感染者は発症前からウイルスを排出することから、予防接種で感受性者が免疫を獲得することが重要だとしています。主な変更点は以下のとおりです。

### 【主な改正事項】

- 定期の接種の実施率向上に向けた対策を強化するため、
  - ・国が、都道府県を通じ、各市町村に対して、第 1 期及び第 2 期の定期接種率がそれぞれ 95%以上となるように働きかけること（改正後の指針第三の二の 2 関係）
  - ・麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ市町村に働きかけること（改正後の指針第七の三の 1 関係）
  
- 児童福祉施設等及び医療機関等の職員のうち、0 歳児、免疫不全及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨すること（改正後の指針第三の三の 1 等関係）
  
- 輸入症例への対策を強化するため、海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること（改正後の指針第三の三の 2 等関係）
  
- 広域感染症発生時の対応を強化するため、
  - ・国が、都道府県等間での情報共有及び連携体制の指針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすこと（改正後の指針第二の五関係）
  - ・各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の指針第二の五関係）

<麻しんに関する特定感染症予防指針>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>

<麻しんについて 厚生労働省ホームページ>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html)

---

## ダニ媒介感染症の注意喚起

---

ダニ媒介感染症とは、病原体を保有するダニに咬まれることによって起こる感染症です。日本国内では、日本紅斑熱、ライム病、ダニ媒介性脳炎、ツツガムシ病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）があります。特に春から秋にかけてはマダニの活動が盛んになり、草むらや藪等でマダニに咬まれる危険性が高まります。

日本紅斑熱、ライム病、ツツガムシ病は細菌による感染症で、抗菌薬による治療が可能です。一方、ダニ媒介性脳炎、SFTSはウイルス性の感染症で、特異的な治療がありません。特に、SFTSは発熱、全身倦怠感、消化器症状を呈することが多く、白血球と血小板が低下し、致死率が高い特徴があります。

ダニ媒介感染症の中には、SFTSや日本紅斑熱のように民間の検査会社で検査ができないものがあり、保健所に検査依頼をいただく場合があります。ツツガムシ病は、民間の検査会社でも検査可能です。ダニ媒介感染症を疑う患者を診察し、保健所へ検査を依頼する場合は、ツツガムシ病との鑑別診断をお願いします。その他、麻しん、風しん等の発疹疾患の検査を実施していれば、その検査結果、また発症2週間前のダニ生息地での行動や咬み口の有無等について情報提供をお願いします。

<ダニ媒介感染症（厚生労働省）>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

<SFTS（国立感染症研究所）>

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/sa/sfts.html>

<SFTS 感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について（厚生労働省）>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-43.html>

### 【ネコやイヌなど身近な動物のマダニ予防も必要です】

2017年7月野良ネコにかまれた50代女性がSFTSを発症し死亡した事例がありました。この原因はSFTSに感染していたネコにかまれたことによるもので、ネコからヒトへの感染は日本で初めての事例でした。これまでSFTSは森林や草地に生息するマダニに人が直接かまれることで感染すると考えられてきましたが、飼いネコや飼いイヌもSFTSに感染し、発症

することが確認されています。屋内で飼われているネコやイヌは SFTS への感染のリスクはないとされていますが、屋外にいる体調不良のペットに接触する場合は注意が必要です。飼育している動物との過剰な触れ合いは控えたり、動物に触ったら必ず手洗いを行いましょう。また、飼育している動物の健康状態にも留意し、体調不良の場合は動物病院を受診してください。

<重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関する Q&A>

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/sfts\\_qa.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/sfts_qa.html)

---

### 手足口病の報告が増加しています！

---

24 週（6 月 10 日～6 月 16 日）の感染症動向調査にて、京都府の手足口病（5 類感染症）の報告数が、国が定める警報レベルを超過しました。丹後管内でも警報レベルには達していませんが、増加傾向にあります。

手足口病は、口の中や手足などに水疱性の発疹が出るウイルスの感染によって起こる感染症です。子どもを中心に特に 5 歳以下の乳幼児の報告数が 9 割前後を占め、夏にかけて流行します。手足口病の治療薬はなく、特別な治療方法はありません。基本的に軽い症状の病気ではありますが、まれに髄膜炎や脳炎など中枢神経系の合併症を起こる場合があります。経過観察はしっかり行い、高熱が出る、発熱が 2 日以上続く、嘔吐、頭を痛がる、ぐったりとしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診してください。

#### 【予防対策】

○手洗いをしっかりしましょう。流水と石けんで十分行い、タオルの共有はやめましょう。  
○おむつの交換時など、乳幼児の排泄物を適切に処理し、処理後の手洗いはしっかりと行いましょう。

<手足口病に関する Q&A（厚生労働省）>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/hfmd.html>

---

★編集・発行★ 京都府丹後保健所 保健室 感染症・難病担当

〒627-0011 京都府京丹後市峰山町丹波 855

電話：0772-62-4312 FAX：0772-62-4368

---

<バックナンバー>

<http://www.pref.kyoto.jp/tango/ho-tango/1175221499277.html>